

#### 4 甚大な被害を受けた公立学校に係る人的体制の確保

##### (1) 現有体制による震災直後の緊急的な人員の配置

各学校においては、震災直後から教職員自らも被災者でありながら不眠不休で献身的に避難所運営に当たっていた状況や、震災の中にあっても学校においては児童生徒が進級・進学し、新年度の教育活動が始まることも踏まえたとき、まずは現にある勢力で、被害の大きい学校の新年度に向けた教職員の体制を緊急に整えることが必要であった。

そのため、各市町村教育委員会からの理解と協力を得て、被害の大きな学校に対する手厚い人事体制を確保（※）するために、あえて、4月1日付けの教職員人事異動の発令を行った。

※被害の大きかった地域の学校について、当該学校からの転出予定の教職員に兼務発令を行い、引き続き現任校に留まって（実質的な異動の延期）継続的に当該学校の業務に当たれるようにし、転入予定の教職員はそのまま転入することで、当該学校の人的体制の強化を図ったもの。

##### (2) 教職員の加配要望

児童生徒の心のケア、学習支援の充実、校舎・施設等の復旧に関する業務、保護者や地域住民と一体となった学校づくりに関する業務等を手厚く進め、児童生徒の生活環境、教育環境の回復を早急に図っていくために、教職員を加配する特例措置を講ずるよう国に要望し、平成23年4月28日及び6月24日に義務教育諸学校で216人、高等学校で25人の加配が認められた。

###### イ 各市町村教育委員会の加配要望の把握

県立学校については校長から、公立小・中学校については次の日程で加配希望を取りまとめた。

4月4日 各教育事務所を通じ、「教職員の加配に係る調査」実施

→ 各市町村教育委員会の被災実態に基づく加配要望数の集約（4月7日まで）

→ 要望内容の精査と加配配置希望の集約（4月12日まで）

4月12日 加配対応が必要と思われる学校数と人員数の集約

###### ロ 被災した学校に対する加配

児童生徒の心のケア、津波で被災した学校の復旧と教育活動の再開、他校を間借りした形や仮校舎での教育活動の再開などに関して人的支援の必要性が高いと判断し、教員の加配措置を行った。

###### ハ 児童生徒等受入学校に対する加配

被災地からの児童生徒を受け入れる側の学校においても、児童生徒の心のケアや学習支援、他校との校舎や施設設備の共有、地域との連携による学校教育活動の推進、学級数の増加などに関して人的支援の必要性が高いと判断し、教員の加配措置を行った。

##### (3) 他自治体からの派遣教員の受入について

上記「イ教職員の加配要望」で文部科学省から認められた加配定数については、下記「エ 臨時講師の募集」等で応募のあった講師等から充当したが、それでも不足する状況にあった。

このため、文部科学省を通して全国の自治体へ教員の派遣依頼がなされ、東京都をはじめ多くの自治体から派遣支援の申し出があった。これらの自治体と地方自治法第252条の17に基づく教員派遣の協定書を結び、5月より順次派遣を受け入れた。

平成24年2月1日段階の派遣延べ教員数及び校種別人数は以下のとおりである。

秋田県・・・5人（小学校3人，中学校2人）

栃木県・・・1人（高校1人）

東京都・・・90人（小学校44人，中学校21人，高校21人，特支4人）

石川県・・・1人（高校1人）

岐阜県・・・12人（小学校9人，中学校2人，高校1人）

兵庫県・・・2人（高校2人）

愛媛県・・・1人（小学校1人）

熊本県・・・1人（高校1人）

県教育委員会所管分総計113人（小学校57人，中学校25人，高校27人，特支4人）

※他に仙台市教育委員会に係る受入13人（小学校8人，中学校5人）。また，教育関係施設の災害復旧に当たるため，1都4県から6人の技術職員派遣を受け入れた。

#### （4） 臨時講師の募集について

文部科学省に教職員の加配要望をするとともに，加配定数に充当する教職員を確保し，被災地の人的体制を強化するために，「臨時的任用教育職員」，「非常勤講師」の緊急募集について，4月22日に県のホームページに掲載した。あわせて，在仙の報道機関に依頼し，ラジオ及びテレビ放送を通じて全国に臨時的任用教育職員，非常勤講師募集の広報活動を行った。

なお，この際，下記「オ 緊急学校支援員」の募集広報もあわせて行った。

この結果，5月末までに総計784人の応募が全国から集まり，加配された定数の充当等に充てるなど，人的体制の強化につながった。

#### （5） 緊急学校支援員の配置について

平成23年3月31日に退職された方，又はその前に退職された方で，教職員として豊富な経験を有する方を「緊急学校支援員」として一定期間任用した。長年の教職生活で培った豊富な知識と経験を活かし，児童生徒の心のケアや教育活動の正常化などに関する業務に従事させ，学校教育活動の復興支援に当たらせた。

##### イ 平成24年2月8日現在までの配置人員と配置学校数

小学校28校に37人，中学校13校に14人，高等学校8校に11人，特別支援学校1校に2人，計50校に64人を配置した。

##### ロ 退職時の職名別人員

校長11人，教諭25人，養護教諭6人，事務職員22人であった。

##### ハ 国の支援

既存の制度では経費に対する国庫補助制度がないことから，新たな国庫支出金交付制度創設について要望したところ，国庫補助10/10の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」が補正予算で措置され，緊急学校支援員に要する経費もこの事業の対象とすることとされた。

#### （6） 学校事務職員の加配（小中学校）

被災した学校の事務職員については，学校教育活動の正常化に向けて，破損・流失した備品等の整備，校舎の改修の業務等が大幅に増加していることから，要保護・準要保護の児童生徒数等が一定の基準を超え，定数加配の要件を満たした学校に，市町村教育委員会からの要請に基づき順次配当している（11月15日現在／小学校25校，中学校11校）。